

収入印紙
貼付欄

契約書

次の事業について、借借人下関市（以下「甲」という。）と貸貸人（以下「乙」という。）とは、この契約書の条項によって貸貸借契約を締結し、信義を重んじ誠実にこれを履行する。

- 事業名
- 契約期間 令和 年 月 日から 令和 年 月 日 まで
- 貸貸借期間 令和 年 月 日から 令和 年 月 日 まで
- 契約金額 金 円
(うち消費税及び地方消費税相当額 金 円)
- 契約保証金 金

この契約の締結の証として、この証書2通を作成し、双方記名押印の上、各自1通を保有する。

令和 年 (年) 月 日

借借人 下関市

下関市長 前田 晋太郎

印

貸貸人 住所

氏名

印

(賃貸借・総価)

(目的)

第1条 甲は、乙から別紙1仕様書（以下「仕様書」という。）に掲げる賃貸借の目的物（以下「物件」という。）を賃借し、乙は、これを賃貸する。

(仕様書の履行)

第2条 乙は、この契約書及び仕様書に基づきこの契約に係る賃貸借を行わなければならない。

2 仕様書において、「賃借人」又は「発注者」とあるのは「甲」と、「賃貸人」又は「受注者」とあるのは「乙」と読み替えるものとする。

3 乙は、仕様書に定めのない事項については、甲の指示を受けるものとする。

(物件の引渡し)

第3条 乙は、物件を甲の指定する日までに甲に引き渡し、使用するための設定を行った上、頭書の賃貸借期間（以下「賃貸借期間」という。）の初日から甲の使用に供しなければならない。

2 甲は、物件の設置場所を変更する場合は、あらかじめ乙に通知し、乙の承諾を得なければならない。この場合、物件の移動は、乙が実施する。

(担保責任)

第4条 甲は、前条の規定による引渡し後、物件がこの契約の内容に適合していないことを発見した場合は、当該物件の修補若しくは代替物引渡し等の履行の追完の請求、頭書の契約金額（以下「契約金額」という。）の減額の請求、損害賠償の請求又はこの契約の解除をすることができる。

(権利の譲渡等の制限)

第5条 乙は、この契約によって生じる権利又は義務を第三者に譲渡し、又は引き受けさせてはならない。ただし、あらかじめ甲の書面による承認を受けたときは、この限りでない。

(契約金額の支払)

第6条 乙は、賃貸借期間が終了した場合は、契約金額を記載した支払請求書を甲に提出するものとする。

2 前項の規定にかかわらず、契約金額を月額に

分けて支払うときは、乙は、毎月の末日を経過するごとに、別表に掲げるその月の契約金額に係る額を記載した支払請求書を甲に提出するものとする。

3 甲は、第1項又は前項の定めにより、乙の提出する適法な支払請求書を受領したときは、その日から30日以内に当該請求のあった額を乙に支払うものとする。

(契約の解除)

第7条 甲は、乙が次の各号のいずれかに該当するときは、乙に対しなんらの催告を要せず、この契約を解除することができる。

(1) 正当な理由なくしてこの契約に定める義務を履行しないとき。

(2) 公租公課の滞納処分を受けたとき。

(3) その他財産状態が悪化し、又はそのおそれがあると認められる相当の事由があるとき。

2 乙は、前項の定めによる契約の解除により損害を受けた場合においても、甲に対してその損害の補償を請求することができないものとする。

(損害賠償)

第8条 乙は、この契約に定める義務を履行しないために甲に損害を与えたときは、その損害に相当する金額を損害賠償として甲に支払わなければならない。

(物件の返還)

第9条 賃貸借期間が終了したとき、又はこの契約が解除されたときは、甲は、この契約の終了に伴う措置の完了後、物件を乙に返還するものとする。

2 物件の返還に要する一切の費用は、全て乙の負担とする。

(秘密の保持)

第10条 乙及び乙の従業員は、この契約の履行上知り得た秘密をいかなる理由があっても第三者に漏らしてはならない。

2 前項の規定は、この契約の終了後又は解除後も存続するものとする。

(契約の費用)

第11条 この契約の締結及び履行に関して必要な一切の費用は、全て乙の負担とする。

(疑義の解決)

第12条 この契約について疑義が生じたときは、甲乙協議の上、解決するものとする。

(合意管轄裁判所)

第13条 この契約に関する一切の紛争については、甲の所在地を管轄する地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

(履行の決定)

第14条 前各条に定めるもののほか、この契約の履行について必要な事項は、甲乙協議の上、決定するものとする。